

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246
関市緑ヶ丘2-5-78
TEL：0120-337-301
FAX：0575-24-5733

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用・厚生労働省・国土交通省・(株)官公通信社・高齢者住宅新聞社・福祉新聞・日本経済新聞 他

障がい児が通う 放課後デイサービスは2類型へ 厚労省方針



※出典：福祉新聞「放課後等デイサービス事業所数の推移」

厚生労働省は10月13日、学齢期の障がい児が通う放課後等デイサービスについて、2類型に分ける方針を固めた。現行の運営指針にある創作活動など四つの活動をすべて行う「総合支援型」と、理学療法など専門性の高い支援を提供する「特定プログラム特化型」の二つに整理する。それぞれの機能を明確にすることで、支援内容のバラツキを是正する。

放課後デイは6歳から18歳までの学齢期にある障がい児が通う事業所。現在は年齢に応じてどのようなサービスを提供するかは事業所に委ねられ、その内容のバラツキがかねて問題視されていた。

インクルージョン（包摂・参加）の観点から、障がい児以外の子どもと過ごす時間を増やすことも促す。通う場

所を放課後デイから学童保育に移したり、それに向けて併行利用したりすることは現在も行われているが、実績は多くない。今後、それを増やすため標準的な手法を確立し、障がい報酬でも適切に評価する。

都道府県による事業所指定の拒否（総量規制）については、住民の身近な生活圈域ごとのニーズと供給量をみて判断する仕組みに改める。

未就学児が通う児童発達支援事業所についても放課後デイと同様の考え方で2類型に分け、保育所との併行通園なども促す。総量規制の仕組みも同様に改める。

2020年度は放課後デイの事業所数が月平均で1万5408カ所、児童発達支援の事業所数が同様に7722カ所。12年以降急増し、障がい福祉全体の給付費増大の要因とみられている。

今後の障がい福祉サービスの事業者の生き残り戦略として考えられるのは、①サービスの質や新築施設による差別化戦略、②新規事業への参入、である。その中で全国の障がい福祉サービス事業者で参入が相次ぐのは、障がい者グループホームなどの施設の立ち上げであり、施設を持つことで利用者獲得や収益性が安定している。既存事業者の運営や新規事業のご相談は弊社にお気軽にご相談下さい。